

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)事業所
特定福祉用具販売(介護予防福祉用具特定販売)事業所
運 営 規 定

かもめケアサービス

有限会社かもめケアサービス

福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所 運営規定

(介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売 含む)

事業の目的

- 第1条 有限会社かもめケアサービスが開設する福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所は、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具の貸与・特定福祉用具の販売を提供する事を目的とする。

運営の方針

- 第2条
1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスは高齢者を対象とするものであり、その身体や健康にも直接影響を与える等、生活の基幹に深く係りを持っており、一般の事業とは特異にするところが極めて大きい点を十分認識し、事故の防止はもとより福祉用具が繰り返し利用されることからその安全及び衛生に十分留意をするほか、自立支援、公的サービスとの連携等を旨とし高い倫理観を持ってサービスの提供を行う。
 2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、利用者の身体の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け調整を行い、福祉用具を貸与・特定福祉用具の販売を通し、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担軽減を図る。
 3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

- 第3条
1. 名称 かもめケアサービス
 2. 所在地 秋田市八橋大沼町15番12号

職員の職種・員数・及び職務内容

事務所に勤務する職員数及び職務内容は次の通りとする。

- 第4条
1. 管理者 (1名)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供にあたるものとする。
また、管理者は業務が法令に適合することを確保するために、法令遵守責任者を兼務する
 2. 専門相談員 (3名、内1名は管理者兼務)
専門相談員は福祉用具貸与・特定福祉用具販売の利用申込みに係る相談を受け付け、及び福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供にあたる。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日まで
但し、祝祭日、夏期休暇(8/13～15)、年末年始休暇(12/29～1/3)は休業
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う品目及び利用料その他の費用の額

第6条 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の内容は次の通りとする。

- 1 ①福祉用具の貸与・特定福祉用具の販売の提供に当たっては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応等を使用者に適切に行う。
②福祉用具の貸与・特定福祉用具の販売の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与販売を行う。
③提供する福祉用具貸与・特定福祉用具の販売の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
2. 指定福祉用具の提供に当たり、取り扱う種目は厚生労働大臣が定める福祉用具に関わる福祉用具の種目に基づいた別添カタログ記載種目とする。
(1車椅子・2車椅子付属品・3特殊寝台・4特殊寝台付属品・5褥瘡予防用具・6体位変換器・7手すり・8スロープ・9歩行器・10歩行補助杖・11認知症老人徘徊感知器・12移動用リフト・13自動排泄物処理装置) 特定販売(1.腰掛便座・2自動排泄物処理装置の交換可能部品・3入浴補助用具・4簡易浴槽・5移動用リフトの吊り具部分)
3. 福祉用具を提供した場合の利用料金の額は、別添料金表(カタログ)によるものとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、負担割合証により、その1割・2割もしくは3割とする。料金表は事業所の見えやすい場所に掲示する。尚、毎月1日～15日までは前半、16日～月末までは後半として、料金を半額ずつ区切り請求することとする。1カ月に満たない利用日数の場合は料金は1ヶ月分とする。
4. 通常の事業実施地域以外で行う指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売に要した交通費並びに搬入出費は別途料金表による。自動車を利用した場合は交通費として次の額を徴収する。[交通費は通常実施区域を越えて1KM当たり100円とする。] あらかじめ利用者または、その代理人に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名捺印をうけるものとする。

通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする

秋田市・男鹿市・潟上市・由利本荘市・大仙市・南秋田郡内各町村

衛生管理等

- 第8条
1. 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
 2. 消毒保管を外部委託するにつき、契約書を交わすものとする。以下の業者とする。
株式会社ワキタケアネット パラマウントケアサービス株式会社 株式会社セリオ 株式会社柏木実業 ニッケンリース工業株式会社

事故発生時の対応

- 第9条 1. 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行う
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものと
3. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行うものとする。

虐待防止に関する事項

- 第10条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待防止の為に指針を整備する。
- ③従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号の措置を適切に行うために、担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

身体拘束の禁止

- 第11条 1. 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命やまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講ずる。
- ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ②従業員に対する身体拘束の適正化のための研修の実施
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催する。

業務継続計画の策定等

- 第12条 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

感染症の予防及びまん延防止のための措置

- 第13条 1. 事業所は、当事業所に置いて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるように努める。
- ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
- ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す
- ③事業所に置いて、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施

その他運営に関する重要事項

第14条 指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. ①採用時研修 採用時に福祉用具の理解を行い、残りは3ヶ月以内に終了させる。
②採用後研修 新商品に関して、また貸与サービスについて速やかに随時研修を
2. 禁止事項の遵守
 - ①従事者は業務に関して知り得た高齢者及びその家族の秘密を漏らさない。
 - ②従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
 - ①事業所の見えやすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者へのサービスの選択に資するように努める。
 - ②サービス利用申込者の選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目、品名、利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく、福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所を紹介する等措置を講ずる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用者申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助を行う。
8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときには、必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスを提供する。
10. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときには、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口をおき、文書で記録し保管する。

付則 この規定は平成17年1月1日から施行する。
この規定は平成18年4月1日から施行する。
この規定は平成26年4月1日から施行する。
この規定は平成27年8月1日から施行する。
この規定は平成31年4月1日から施行する。
この規定は令和7年4月1日から施行する。